

2018年6月定例県議会 討論

2018年7月6日

日本共産党 吉田英策県議

日本共産党の吉田英策です。日本共産党県議団を代表して討論を行います。

まず知事提出議案第15号、第16号、第30号、第34号について反対の立場で意見を述べます。

議案第15号、第16号、「県のおこなう建設事業等に対する市町村の負担について」です。地方財政法及びその他の法律にもとづき、県が行う公共事業等に要する経費の一部を市町村に負担させようとするものですが、これは「できる」という規定であり「しなければならない」というものではありません。大震災と原発事故からの復興の途上であり、本来であれば懸命に取り組む市町村を財政面からも支援すべきであり、市町村に負担を求めるべきではありません。

次に、議案第30号、「訴えの提起について」です。

県営住宅家賃滞納者に対し、住宅の明け渡しと滞納家賃の支払いを求めるために訴えを起こすものです。この世帯は、親子4人の居住実態があり、訴えは、強制的な退去につながりかねず人道的にも問題があるものです。

よって、議案には反対です。

議案第34号、「専決処分の報告及びその承認について」の一部、「軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限を延長することについて」です。

2017年度の改正で、米軍等行動関連措置法・重要影響事態法・国際平和支援法及び船舶検査活動法にもとづく後方支援活動等において、自衛隊が免税軽油を外国の軍隊等に提供するときに、課税を免除する特例措置を2021年3月31日まで3年間延長するものです。安保健法＝戦争法にもとづく海外での自衛隊の活動の具体化であり、賛成できません。

次に、議員提出議案及び請願について意見を述べます。

まず、議案第202号「憲法第9条を改正しないことを求める」意見書についてです。

安倍政権は、憲法改正の手続きを定める国民投票法改正案を、今国会で、趣旨説明を行い、秋に想定される臨時国会で成立を目指すと言われ、憲法第9条改定に前のめりの姿勢をあらわにしています。北朝鮮の脅威を口実に憲法9条を改定し、自衛隊の海外での武力行使に道を開こうというのです。

米朝首脳会談が行われ、北東アジアの平和を外交・対話によって切り開き、戦争にしないという国際情勢の大きな変化を迎えています。これこそが日本の憲法9条の精神と同じ流れです。そうした中、政府は、さらに北朝鮮の脅威をあおり、1基1,000億円ともいわれる、地上配備型迎撃システム「イージス・アショア」を秋田県、山口県に2基配備しようとしています。配備予定の秋田県では強力な電磁波と、「テロの標的になりかねない」と、住民から反対の声が上がり佐竹知事や自民党も含め県議会も配備に疑問を呈しているのです。政府は住民を危機にさらす配備計画は撤回すべきです。

いま憲法9条改憲NO！憲法を生かす全国統一署名は5月時点で1,350万人を超え「憲法9条を守れ」の声は広がっています。

世界が外交努力や対話を進めている中、我が国の外交の在り方が問われています。北朝鮮の脅威を理由にした軍拡や憲法9条改定は根拠を失っており、今こそ憲法9条を生かした外交、安全保障の構築が必要です。

よって本意見書は可決、関連する請願第161号は採択すべきです。

次に、議案第203号「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」についてです。

8月6日広島、9日長崎に原子爆弾が投下されてから74回目の夏を迎えます。2017年には歴史的な核兵器禁止条約が国連で採択されました。条約は、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用、威嚇を禁止し被爆者、核実験被害者の支援を明記しています。条約の採択から1年、核の惨害を幾度も経験した日本が本条約に署名・批准しないことは許されません。北朝鮮の核をめぐる南北、米朝の首脳会談が実現し、核のない朝鮮半島を実現する目標が確認されました。非核平和の北東アジアの実現にとって、大きな歴史的チャンスが開かれました。こうした中で日本が核兵器禁止条約に背を向けることは「世界から取り残される」と批判の声が上がっているのです。唯一の戦争被爆国として核兵器の全面禁止のために、日本が役割を果たすべきです。

よって本意見書は可決、関連する請願第164号は採択すべきです。

次に議案第204号「消費税率10%への引上げ中止を求める意見書」についてです。

安倍政権は、来年度予算編成に向け、「基本方針」に来年 10 月からの消費税の 10%への引き上げを明記しました。消費税導入から 28 年、国民から集めた消費税収総額は 349 兆円、一方、同時期の法人 3 税の減税総額は 280 兆円となり、消費税収の 8 割は法人税減収の穴埋めに使われているのです。社会保障充実のためという消費税導入の理由は偽りであることは明らかです。2014 年の 8%への引き上げの際は、家計と経済に大きな影響を与えました。政府も経済への影響から引き上げを先延ばししてきたものです。

日本共産党は、格差と貧困を正す経済の改革として、税金の集め方、使い方を提案しています。能力に応じて負担する公正公平な税制で大企業や富裕層に応分の負担を求め、タックスヘイブンによる税逃れを許さない、軍事費や大型開発事業を縮小させれば社会保障、教育、子育て支援などの予算を増やすことはできます。

よって、この意見書は可決すべきです。関連する請願第 165 号は採択すべきです。

次に、議案第 216 号「主要農作物種子法の復活を求める意見書」についてです。

今年 3 月で、主要農作物種子法が廃止されました。種子法は国や都道府県の種子に対する役割を明確にし、地域にあった優良な品種を多く開発し、安価に販売されるなど、農家の生産・販売に大きな役割を果たしてきました。地域に適した品種の維持は行政の管理が不可欠と新潟、埼玉、兵庫は条例を制定しています。本県は要綱を制定しており、すべての都道府県は、従来通りの種子事業を続ける方針といます。しかし当面は交付税措置があるとはいえ、今後も継続する保証はありません。国会では野党 5 党と 1 会派が復活法案を共同提出しています。

よって、本意見書及び同趣旨の議案 215 号は可決すべきです。関連する請願第 169 号は採択すべきです。

次に、議案第 217 号「地域材の利用拡大を求める意見書」についてです。

本意見書は、森林経営管理法を前提に森林の経営・管理を集積・集約するとともに、木材産業の競争力強化及び木材利用拡大のため施設整備を求めるものです。森林経営管理法は、市町村が集積計画に不同意の所有者からも経営権を取り上げる仕組みになっていること。また、利益の出ない森林を市町村が管理することになり、過大な負担になる恐れがあると指摘されています。国会での審議過程で重大な問題が次々明らかになったことで、14 項目もの付帯決議がつく異例の事態になりました。

森林の大量伐採につながり、持続可能な森林存続も危うくされかねないとの懸念があ

ることから賛成はできません。

次に、継続中の議員提出議案、第 168 号、第 170 号、第 173 号、第 174 号について賛成の立場で意見を述べます。

まず、継続議案 168 号「東京電力柏崎刈羽原発の再稼働に反対する意見書」についてです。日本で初めて原発の過酷事故を経験し、その恐怖や避難の厳しさ、復興の大変さを体験したのが福島県民です。だからこそ、原発廃炉と原発に頼らない社会の実現の先頭に立つことが福島県には求められているのです。それが多くの県民の願いです。

しかし、そうした県民の願いとは裏腹に、安倍政権のもとで原発の再稼働がすすめられています。3年ごとに改定される「エネルギー基本計画」では、現在2%の原発による発電比率は、22%まで引き上げる計画です。東京電力は、青森県東通村での原発建設再開のための本格的な地質調査を開始すると発表しました。また、東海第二原発の運転再開の支援までを表明しています。関西電力大飯原発3、4号機に対する運転差し止め訴訟で、名古屋高裁は、東京電力福島第1原発事故を教訓に運転差し止めを命じた一審判決を覆す不当ともいえる判決を言い渡しました。原発事故で運転が止まっていた原発は今現在9基が認可され再稼働されようとしています。こうした中、国会では野党4党が共同して、再稼働はさせない、動いているものは止める、原発ゼロを実現するとした「原発ゼロ法案」を提出しています。

柏崎刈羽原発については、規制委員会が安全審査に合格を出しましたが、地盤の液状化が大きな問題になっており、地元では「豆腐の上に立っている原発」と言われるほどです。福島第二原発の廃炉の方向が表明された今、東京電力は、柏崎刈羽原発の再稼働、東通原発の建設再開、東海第二原発支援はやめ、福島第一原発と福島第二原発の廃炉に集中すべきです。只見町区長会連絡協議会は2014年再稼働反対の要望書を新潟県知事に提出しているのです。福島県境から53kmしかなく、過酷事故となれば福島県民に甚大な被害が及ぼすこととなります。県民の安全を考えれば再稼働中止を求めることは当然です。意見書は可決すべきであり、関連する請願第135号は採択すべきです。

継続議案第170号「保育料負担軽減、保育士処遇改善及び認可保育所増設のための制度改善及び財源確保を求める意見書」についてです。

国の責任で安定的な財源を確保し、市町村と連携した認可保育所の整備、待機児童の

解消、給与水準の低さから不足している保育士の処遇改善、実態に合わない配置基準の見直しなど保育の質向上のための対策をとることは喫緊の課題です。

よって同意見書は可決、関連する継続請願第 137 号は採択すべきです。

次に、継続議案第 173 号「高等学校等就学支援金制度の延長並びに返済猶予や減免制度のある奨学金制度を整備・拡充することを求める意見書」についてです。

この意見書は、国に対し、「高校生就学支援基金」の延長を求めるとともに、その活用による返済猶予・減免制度を持つ奨学金制度を整備・拡充することを求めるものです。すべての子どもたちがその能力に応じて教育を受けられる教育の機会均等の実現が重要な事は言うまでもありません。

よって意見書は可決、関連する継続請願第 139 号は採択すべきです。

次に、継続議案 174 号「義務教育諸学校教職員給与費の義務教育費国庫負担を 2 分の 1 に還元するとともに制度の充実を求める意見書」についてです。

2006 年度から義務教育諸学校教職員の給与費にかかる国庫負担金が 2 分の 1 から 3 分の 1 に減額されました。地方の裁量権の拡大が理由と言われますが、国による教育の機会均等、教育水準の維持向上、教育条件整備への責任放棄と言わざるを得ません。国は教育予算を増額し教育に対する責任を果たすべきです。

よって意見書は可決すべきであり、関連する継続請願第 140 号は採択すべきです。県民の願いを県政に反映し、県民目線の判断が求められることを訴え、討論を終わります。

以上